

西田順天堂居宅介護支援重要事項説明書

1. 居宅介護支援事業所の概要

事業所名	西田順天堂居宅介護支援事業所
所在地	南国市大桶甲1705番地
事業者指定番号	高知県第3940440138号
サービス提供地域	南国市、高知市、香美市、香南市、 安芸市、中芸広域連合地区、室戸市

※ 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談下さい。

2. 事業所の職員体制

管理者兼介護支援専門員	常勤1名
主任介護支援専門員	常時1名以上
介護支援専門員	常勤2名以上

3. 営業時間

平日	午前9時～午後5時
土・日・祝日	休業

※年末年始(12/30～1/3)は休業します。

4. 利用料金

(1) 利用料

要介護認定または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されますので、自己負担はございません。

*ただし、保険料の滞納等により保険給付金が直接事業者を支払われない場合につき、要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。この、サービス提供証明書を後日市町村の窓口へ提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

(要介護1・2) 10,860円

(要介護3・4・5) 14,110円

初回加算 → 300単位／月

入院時情報連携加算(Ⅰ) → 250単位(利用者1人につき月1回を限度)

〃 (Ⅱ) → 200単位(〃)

退院・退所加算 →

	カンファレンス参加 無	カンファレンス参加 有
連携1回	450単位	600単位
連携2回	600単位	750単位
連携3回	×	900単位

通院時情報連携加算 → 50単位／月

特定事業所医療介護連携加算 → 125単位／月

緊急時等居宅カンファレンス加算 → 200単位／回(利用者1人につき月2回を限度)

ターミナルケアマネジメント加算 → 400単位／月

特定事業所加算 → Ⅰ 519単位／月 Ⅱ 421単位／月

Ⅲ 323単位／月 (A) 114単位／月 ※加算詳細・・・算定要件参照

(2) 交通費

上記1のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。

(それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費(実費)が必要です。)

5. 当社の居宅介護支援の特徴等

(1)目的

西田順天堂居宅介護支援事業所は、介護保険法の理念に基づき利用者その有する能力に応じ自立した生活を送れるよう、適切な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(2)運営方針

1. 利用者が要介護状態等になった場合においても可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように配慮して行うものとする。
2. 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保険医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供出来るよう配慮します。
3. 利用者の意志及び人格を尊重し常に利用者の立場に立ち、利用者に提供されるサービスが特定の種類、特定の事業者に不当に偏することないように公正中立に行うものとする。

(3)その他

1. ケアマネジャーは、現金、預金通帳、キャッシュカード、印鑑、年金証書その他有価証券等は、一切お預かりすることができませんので予めご了承ください。
2. ケアマネジャーに対する贈り物や飲み物等のご配慮は、遠慮させていただきます。
3. ご利用者様、そのご家族様及びその付添人は、道路運送法上の許認可を受けた車両を除き、当事業所の称する自動車に乗車することはできません。

(4)居宅サービス計画

※サービス計画作成までの手順は以下のとおりです。

- ・ご自宅を訪問し、あなたやご家族からお話を伺います。
- ・あなたの了解を得て、主治医の方に意見をお尋ねすることがあります。
- ・介護支援専門員を中心にサービス担当者会議を開いて検討します。
- ・サービス計画の内容、利用料、保険の適用など一切をご説明し、了解を得ます。

※その他提供するサービス

- ・要介護認定の申請、変更の代行
- ・給付管理表の作成・提出等

6. 公正中立に関する事項

(1) サービス事業者の選定にあたって、ご利用者様は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができます。

(2) ご利用者様は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を介護支援専門員に求めることができます。

(3) ケアマネジメントの公正中立の確保の観点から下記の事項について、ご利用者様に説明を行うとともに、介護サービス情報公表制度において公表します。

①前6ヵ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの割合。

②前6ヵ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合。

7. 医療機関等との連携に関する事項

(1) ご利用者様が医療機関に入院した際、その入院先(医療機関)に担当介護支援専門員の氏名・連絡先を伝えてもらうよう依頼します。

(2) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等からご利用者様に係る情報の提供を受けたとき、その他必要と認めるときは、ご利用者様の服薬状況、口腔機能その他のご利用者様の心身又は生活

状況に係る情報のうち必要と認められるものを、ご利用者様の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供いたします。

(3) 介護支援専門員は、ご利用者様が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合、その他必要な場合には、ご利用者様の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。また、この場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付いたします。

(4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めます。

8. 秘密の保持

(1) サービスを提供する上で知り得たご利用者様及びそのご家族様に関する秘密を契約中及び契約終了後、第三者に漏らす事はありません。

(2) ご利用者様やご家族様の個人情報を用いる場合は、ご利用者様やご家族様族の同意を、予め文章で得ない限り、サービス担当者会議等で個人情報を用いません。

9. 相談窓口・苦情対応

(1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

お客様相談窓口	電話番号	088-804-6770
	FAX番号	088-804-6771
	相談員	管理者
	対応時間	平日の午前9時～午後5時

(2) 公的機関においても、次の期間に対して苦情の申立てができます。

市町村介護保険相談窓口

<input type="checkbox"/> 南国市役所 長寿支援課	所在地	南国市大桶甲2301番地
	電話番号	088-880-6556
	FAX番号	088-863-1167
	対応時間	平日の午前8時半～午後5時15分

<input type="checkbox"/> 高知市役所 介護保険課	所在地	高知市本町5-1-45
	電話番号	088-823-9441
	対応時間	平日の午前8時半～午後5時15分

□ 香南市役所 高齢者介護課	所在地	香南市野市町西野2706
	電話番号	0887-57-8510
	対応時間	平日の午前9時～午後5時

□ 香美市役所 健康介護支援課高齢介護課	所在地	香美市土佐山田町宝町1丁目2-1
	電話番号	0887-52-9280
	対応時間	平日の午前9時～午後5時

□ 安芸市役所 介護保険係	所在地	安芸市土居82番地1
	電話番号	0887-34-1111
	対応時間	平日の午前9時～午後5時

□ 中芸広域連合地区 介護保険係	所在地	安芸郡田野町1456-41
	電話番号	0887-32-1165
	対応時間	平日の午前9時～午後5時

□ 室戸市役所 保険介護課	所在地	室戸市浮津25-1
	電話番号	0887-22-1111
	対応時間	平日の午前9時～午後5時

※ 上記保険者以外の住所地の場合には、各住所地の保険者が、窓口となります。

高知県国民健康保険団体連合会(国保連)

高知県国民健康保険団体 連合会(国保連)	所在地	高知市丸の内2-6-5
	電話番号	088-820-8410・8411
	FAX番号	088-820-8413
	対応時間	平日の午前8時半～午後5時

10. 事故発生時の対応

- (1) 速やかに市町村、ご利用者様のご家族様に連絡し、その場に応じた必要な処置を取る。
- (2) 賠償すべき事故が発生した場合、居宅介護支援契約書の第9条(損害賠償)により賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を行うと同時にその原因を解明、再発生予防対策を速やかに講じる。
- (3) 事故の状況及び事故に際して行った処置について記録し、その完結の日から5年間保存する。

11. 当社の概要

名称・法人種別	有限会社 西田順天堂薬局
代表者氏名	西田 光宏
本社所在地・電話	高知県南国市大桶甲1705番地 電話 088-864-2502
業務の概要	調剤業務・医薬品・介護用品の販売 居宅介護支援事業・福祉用具貸与事業・特定福祉用具販売事業 訪問介護事業・通所介護事業 (関連会社)四国総合介護システム、西田順天堂東部店、かみ介護サービス株式会社 新日星商事株式会社、アシステック

12. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

※未実施

13. 特定事業所加算(Ⅱ)関係

当事業所では、営業日以外においても24時間連絡・相談対応が可能な体制を整えています。

土・日曜日、祝日及び12月30日～1月3日の休業日、平日営業時間外に電話に出ない場合。

1. ケアプランの変更に関する事。2. 介護サービスに関する事。3. 緊急でサービス利用の変更が必要になった場合など。5. その他、介護保険に関する事。

※注)病状の急変や疾患に関する事はまず、119番又は、主治医にご相談ください。

【緊急連絡先】

川上 雄三 携帯:080-4791-3412 岡村 昭子 携帯:080-4872-3407
竹内 久乃 携帯:080-7963-5043 土居 智栄 携帯:080-4638-4199
柴 和加子 携帯:090-8695-6333 堀川 武志 携帯:080-7034-7864

14. ハラスメント対策の強化

男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する事業者の責務をふまえつつ、職場環境、職員、関係事業者、利用者又はご家族等を含む関係者に対して、ハラスメント防止対策に必要な措置を講じます。

15. 高齢者虐待の防止のための措置に関する事項

高齢者虐待の発生又はその再発を防止するための担当者を定め、指針の整備、防止対策を検討する委員会の定期的な開催、その結果について従業者に徹底を図る体制を整えるとともに、定期的に研修を実施し、高齢者虐待予防に必要な措置を講じます。

16. 介護保険制度改正時等の対応

介護保険制度改正等により契約・重要事項説明書の内容に変更がある場合には、書面にて交付・説明を行い内容の改定を随時行います。

居宅介護支援契約の締結に当たり重要事項を説明しました。

個人情報使用同意書

西田順天堂居宅介護支援事業所

私と家族の個人情報については、次に記載するところにより、必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

1 使用目的

- (1) 介護保険・福祉サービスの提供のため
- (2) サービス提供にあたって利用者またはその代理人に対して確認連絡などを行うため
- (3) 当該利用者の介護保険・福祉サービスの向上のため（実習・事例検討等）
- (4) 事業者の請求事務、事故等の報告、損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等、災害発生時や感染症対策の報告対応のため
- (5) 介護保険サービスや業務の維持・改善のための基礎資料作成のため
- (6) 関係事業所との照会への回答、担当者会議（情報通信技術等を活用したものを含む）・ケア会議等において利用者、家族の状況の説明のため
- (7) 利用者の診療及び入院等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求めるため
- (8) 保険事務の委託、介護データ・請求システム保守の委託・維持・改修、審査支払機関へのレセプトの提出、審査支払機関又は保険者からの照会への回答のため

2 個人情報の提供

介護保険サービスを円滑に提供するため下記の事業所等へ個人情報を提供することがあります。

- (1) 当該利用者のサービス担当者会議での連絡調整
- (2) 福祉保健センター、相談支援事業所、病院または診療所、薬局、居宅介護支援事業所、包括支援センター、サービス提供事業所、各種ソフトウェア事業者等の関係機関との連絡調整
- (3) 法令に基づく場合

3 個人情報を使用する期間

契約期間及び法令の定めるところによる当該契約の解約又は解除後の書類保存期間に相当する期間使用します。

契約内容・重要事項説明・個人情報使用同意を証するため、本書を2部作成、ご利用者様、事業所が署名の上1部ずつ保有する。

居宅介護支援契約書

居宅介護支援重要事項説明書

個人情報使用同意書

その他

上記の事項についての説明を受け確認し本書を1部受け取りました。

年 月 日

法人名 有限会社 西田順天堂薬局

代表者 代表取締役 西田 光宏

事業所 所在地 南国市大桶甲1705

事業所名 西田順天堂居宅介護支援事業所

説明者

(ご利用者様)住 所

氏 名

(ご家族様)住 所

氏 名

ご利用者様との関係()

(代筆者)住 所

氏 名

チェック

※上記署名をもって、契約を締結したことを証明します ⇒